

# 四万十市文化複合施設(仮称)管理運営基本計画 概要版

令和2年3月 四万十市企画広報課

## 第1章 四万十市文化複合施設(仮称)の整備の目的と果たすべき使命(P.1～3)

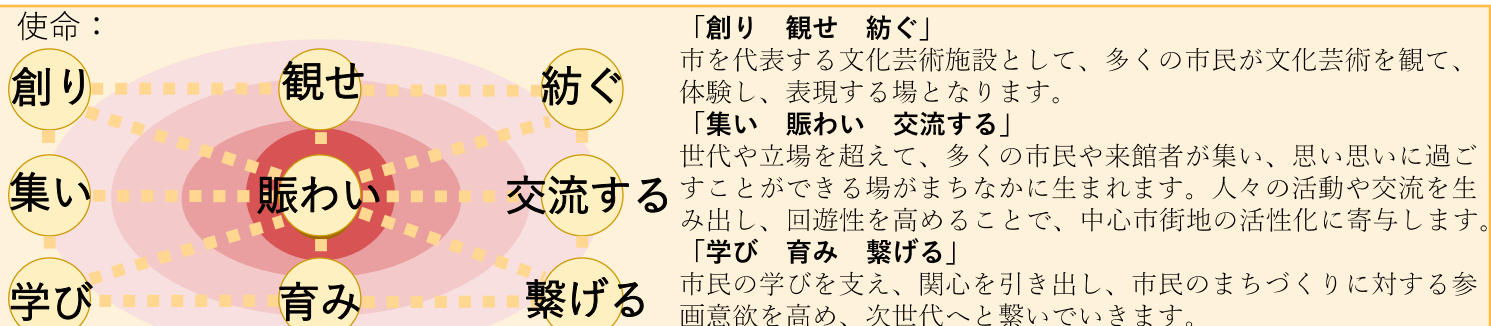
### 管理運営基本計画の位置づけ

「管理運営基本計画」は、平成31年3月に策定した「基本計画」で定めた施設整備の考え方に基づき、その基本理念や使命を具現化するため、文化複合施設の開館後の運営やそれに向けた開館準備について、基本的な考え方を整理し、事業、運営及び市民参加の方向性などを明らかにするものです。

### 四万十市文化複合施設（仮称）基本計画

基本計画で示した文化複合施設の基本理念と使命は以下のとおりです。

#### 基本理念：未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点



上記の3つの文章を構成する9つのキーワードは、横断的・縦断的に組み合わせ、構成することができます。文化芸術機能を中心に様々な機能が複合した施設として、9つキーワードで示される使命を担っていきます。

## 第2章 事業方針 (P.4～10)

### 事業計画の考え方

基本計画で整理した文化複合施設の使命実現に向けて、地域文化を創造していくための事業展開にあたって、6つの考え方にに基づき、管理運営計画で事業計画を検討していきます。

### 実施する事業の方向性

文化複合施設は、訪れる全ての人に対して開かれた施設であり、市民にとっての身近な「居場所」となること、つまり、世代を超えて全ての人々が立ち寄り、憩い、交流することや、ここでのひと時を過ごしたくなる“場所”となることが期待されています。

しかし、整備された「場」をただ開放しているだけでは、基本理念と使命を実現していくための十分な役割を果たしていることにはなりません。文化複合施設は、その使命の実現のために、主体となって積極的な事業や活動を行っていくこと、そして新たな活動や、交流・賑わいの創出につなげていくことが期待されます。

ここでは、基本計画で示された6つの考え方より、実施されることが期待される事業を18の項目に整理します。実施の可否や開館後の年次を追った事業展開については、次章以降で整理する組織体制や収支想定、基本設計を踏まえたうえで、次年度予定している「管理運営実施計画」で検討します。

#### (1) 施設提供事業

市民等の自主的活動に対し、活動場所を貸出します

- 市民の文化芸術活動への場の提供
- その他、施設を活かし利用促進を図るための施設提供

#### (2) 創造支援事業

市民の文化芸術活動に対し、より活動しやすくさせるための支援を行います

- 施設利用に関する相談窓口の設置
- 市内の文化活動団体・人材情報の集約、ネットワーク化（文化芸術人材バンク）
- 文化複合施設の制作による四万十市オリジナル作品の創造

#### (3) 参加・体験・育成事業

多くの市民が文化芸術活動を体験し、表現するための支援を行います

- 文化複合施設が主催する市民参加事業の実施
- 市民ワークショップの実施
- 施設に親しんでもらうための活動
- 文化芸術への関心を広げるアウトリーチ活動
- 市民サークル等との協働による新規参加者体験機会の提供（オープン・サークルデー）

#### (4) 鑑賞・普及事業

優れた芸術文化作品の鑑賞機会を提供し、市内・幡多広域をはじめ広く来館者を集めます

- 文化複合施設の主催による優れた文化芸術の鑑賞機会の提供と鑑賞講座
- 市民（市民団体）への後援による鑑賞機会の提供
- 興行団体、新聞社、放送局などとの連携による鑑賞機会の提供

#### (5) 交流・情報事業

皆がいつでも立ち寄れる場所、市民にとっての「居場所」となります

- 文化複合施設フェスティバルの実施
- 施設や事業を周知し、経歴/実績を蓄積する（広報・アーカイブ）
- 文化芸術や生涯学習に関する情報の収集・発信/ネットワーク化
- 文化芸術ライブラリーコーナーの設置と運営

#### (6) 生涯学習事業

市民の教養の向上のため、生涯にわたる学びの機会を提供します

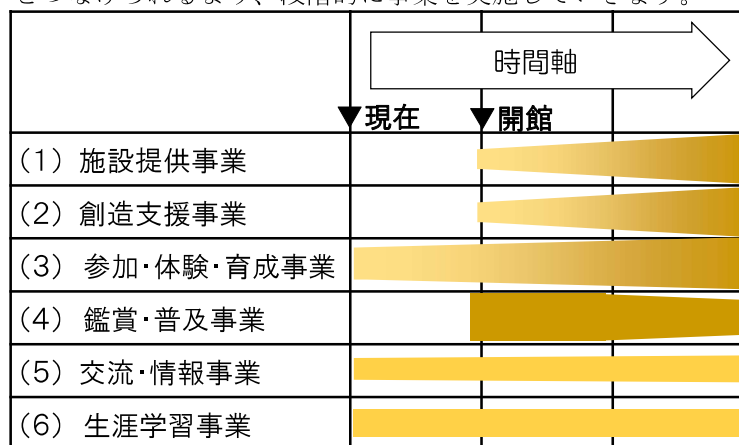
- 市民講座や市民大学など（既存事業の継続）

## 第2章 事業方針 (P.11~13)

### 中長期事業計画の考え方

基本理念を実現させるためには、中長期的な視点で事業を展開していく必要があります。

開館前から市民の関心を深め、開館後は鑑賞や参加・体験を通して興味を促し、将来的には市民による積極的な活動へとつなげられるよう、段階的に事業を実施していきます。



### プレ事業及び開館記念事業の考え方

#### 【プレ事業】

文化複合施設が開館するまでの間に、その理念や事業方針を早い時期から発信し、開館への期待を高めていくために事業を行っていきます。

主に市民参加型の事業などを様々な地域や施設で行うことを検討します。早くから事業に関わる人を増やすことで、愛着を醸成し、文化芸術に親しむ年齢層を広げ、将来の四万十市を担う世代を育てていくことにつなげていきます。

並行して、施設の整備段階から広報活動を行うことが望まれます。

#### 【開館記念事業】

開館記念事業は、市内外に対して広く文化複合施設を披露する重要な機会となります。

開館することを記念して実施する式典のほか、開館から1年以内に行う全ての事業を開館記念として計画し、大ホールをはじめ様々なスペースを使用し、市民とともに創りあげていく事業も計画していきます。

## 第3章 施設運営方針 (P.14~17)

### 施設運営の考え方

文化複合施設は、その成り立ちにおいては文化芸術施設、社会教育施設、勤労者福祉施設の3つの機能の統合ですが、基本理念の実現に向けて、新しい施設機能を十分に活かし、その魅力を引き出しながら事業を展開していくためにも、機能ごとに管理運営者を分けることなく、中核拠点施設として一体的な運営を行っていくことが基本計画で整理されています。基本計画で整理された以下の4つの方針に基づき、施設運営方針を検討していきます。

- 専門性の確保
- 創造性を発揮できる柔軟で利便性の高い管理運営
- 開かれた管理運営と評価の仕組みづくり
- 市民が主体的に運営に関わる仕組みづくり

### 運営管理の考え方

市民の文化芸術活動や交流がより活性化することを目的として、柔軟で利便性が高く、開かれた施設運営を実現できるよう、運営管理の仕組みを構築します。

運営管理については、①開館日時 ②利用申し込み ③利用時間 ④利用対象施設を決定していく必要があるため、管理運営基本計画において、基本的な考え方を整理します。

#### ① 開館日時についての基本的な考え方

既存施設の開館時間（9:00～22:00）、休館日（年末年始）を基本としつつ、時間外利用への対応も含めて、可能性を検討していきます。利用者の利便性や、安全かつ安定的に施設を貸し出せるために必要な運営体制および労務管理等に配慮し決定していきます。

#### ③ 利用時間についての基本的な考え方

ホールについては、既存施設同様の3区分（午前・午後・夜間）を基本として検討します。

一方で、練習室や会議室などの創造支援機能諸室、展示室については、より多くの利用者が効率的に施設を活用できるよう、利用実態に則した設定を検討します。

#### ④ 利用対象施設

大ホール（楽屋 大、中1・2、小1・2）、小ホール、リハーサル室（兼練習）、練習室（兼会議室）、スタジオ、展示室（兼会議室）、大会議室1・2、中会議、小会議室1・2、調理実習室、創作室、和室1・2を想定します。

#### ② 利用申し込みについての基本的な考え方

##### ◆利用申し込みの受付時期、受付方法

ホール、創造支援諸室、展示室など、それぞれの機能に応じて、受付時期を検討します。

受付方法は、書類提出による窓口での受付を基本としつつも、市ホームページの利用など公正かつ透明性の高さを保ちつつ利用者にとって便利なあり方を検討していきます。

##### ◆利用者の決定方法等

申込が重複した場合の調整方法について、公平かつ施設の基本理念に応じた利用がなされるよう、検討を行います。

##### ◆使用料金の設定

近隣類似施設等の状況を踏まえて検討します。料金設定については全国の類似の先進施設についても参考としていきます。

### 運営母体の考え方

文化複合施設の管理運営母体については、以下の3つの手法を基本として、次年度に策定を予定している管理運営実施計画で精査します。

- ① 直営による運営
- ② 民間事業者を指定管理者とした運営
- ③ 開館当初は短期的に直営による運営、その後指定管理者による運営へ移行

# 第3章 施設運営方針（P.18～19）

## 運営組織の考え方

### 【運営組織の構成と必要な職能】

文化複合施設を運営する人材には、文化芸術の拠点としてホールなどの特殊な設備を備えた施設を安全かつ安定的に運営できる専門性と、交流と賑わいを生むまちづくりの拠点として、まちづくりや官民協働のための市民活動コーディネーター役という2つの重要な役割が求められます。

専門人材の能力を十分に発揮できる運営組織の体制を（運営母体の考え方とあわせて）検討していきます。

|              |     |                                       |
|--------------|-----|---------------------------------------|
| 業務統括<br>（館長） | 総務系 | 庶務などの事務と施設の維持管理に関する業務全般を行います。         |
|              | 事業系 | 文化事業、官民協働運営の両面の専門性を持つ人材を配置することが望まれます。 |
|              | 技術系 | 舞台技術に関する業務全般を担います。                    |

### 【必要人員数】

その他に、清掃、警備、設備メンテナンス等の業務も必要となります。

文化複合施設は、施設特性から開館時間内は施設の職員またはそれに準じる担当者が常駐していることが求められます。休館日を設けず、開館時間を9:00～22:00とした場合、安全に運営していくための人員は10名以上が必要と考えられます。また、事業を積極的に行っていく場合は、さらに必要人員数が増えることが考えられます。

## 施設運営における防災上の観点

市街地の避難所としての機能も求められており、四万十市地域防災計画における施設の位置づけを踏まえた施設運営を行っていきます。

# 第4章 施設管理方針（P.20～21）

## 施設管理の概要

施設管理として以下の項目を適切に行っていきます。

|           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 日常的な施設管理  | 清掃や警備など、訪れる人が快適かつ安心して利用できる施設とするために行う。                  |
| 建築設備の保守管理 | 設備（電気・空調・給排水衛生・消防・昇降等）の性能を長く保たせるために、日常点検・定期点検・法定点検を行う。 |
| 舞台設備の保守管理 | ホールの舞台設備（機構・照明・音響等）                                    |

## 施設管理の考え方

長期にわたり利用される施設であることに配慮し、施設や設備の劣化が進む前にこまめに補修することで構造物を長持ちさせ、大がかりな補修や更新を抑える「予防保全」の考え方に基づき、施設を健全に維持していくことが原則です。また、改修の必要性が差し迫る前に、中長期的な更新計画を策定し、計画的な更新を行っていくことが望まれます。

# 第5章 収支の考え方（P.22～23）

## 収支計画の考え方

基本計画で整理したとおり、文化複合施設の運営に係る経費（支出）の想定は、予想される運営収入よりも大きなものとなります。そのため、四万十市は、文化複合施設が市の文化振興施策・社会教育施策を具現化し、文化芸術・生涯学習等による地域の活性化やまちづくり、ひとづくりを担う施設として、その活動を安定的に継続できるように、文化投資として、一定の経費を支出します。

## 支出の考え方

大きく以下の3つに分けられます。

### ① 事業費

自主文化事業を行うために必要な経費

事業内容によって異なるため、次年度検討する事業計画を踏まえて引き続き検討します。

### ② 人件費

施設を運営する人材を置くために必要な経費

必要人員数として10人以上が見込まれます。求める人材像や契約形態のあり方も含め、次年度引き続き検討します。

### ③ 維持管理費

光熱水費、清掃費、警備費、設備メンテナンス費、舞台関係保守点検費、事務費等に係る経費

先進類似施設の事例等から試算します。

年間6,000～9,900万円の支出が見込まれます。

## 収入の考え方

主な運営収入は、以下の2つが考えられます。

### ① 事業収入

自主文化事業の入場料や参加費、外部からの助成金など

事業内容によって異なるため、次年度検討する事業計画を踏まえて引き続き検討します。

### ② 使用料収入

貸館等に伴う収入

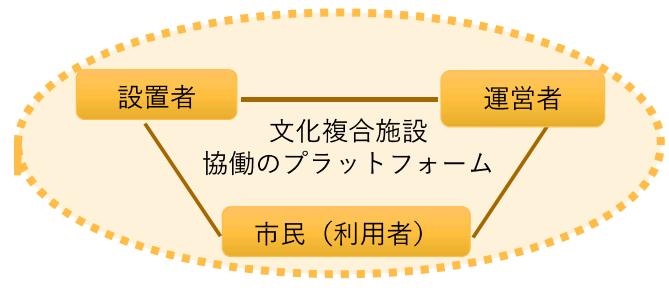
利用対象施設数、使用料の設定、稼働率等により大きく異なるため、管理運営基本計画の概算では、「維持管理費に対する使用料収入」の割合をもって見込みます。先進類似施設等の事例より、使用料収入は、維持管理費の34.1%程度と想定します。

年間2,000～3,300万円の収入が見込まれます。

# 第6章 官民協働運営の可能性 (P.24~28)

## 持続可能な官民協働に向けて

文化複合施設は、そこでの活動により市民が主体的に地域に関わっていくことを最終目標とし「人と人が出会い」「交流する場をつくり」「文化活動を媒介とする新しいコミュニティ形成」を目指して、市民が事業や運営に関わる機会をつくっていくことが望まれています。そのために、文化複合施設が「設置者」「運営者」「市民（利用者）」という立場を超えた3者の接点となる「協働のプラットフォーム」となることを目指します。官民協働運営に向けた市民参加の具体的な方法については、すでに他都市の公立文化施設で実施されている事例も参考にし、管理運営実施計画で検討します。



## 四万十市が果たす役割、四万十市民等が担う役割

官民協働の最終的な理想形は、「設置者」「運営者」「市民（利用者）」の3者が、共に当事者意識を持って運営上の課題に向き合い、相互理解のもと協力し解決のための努力をしてよりよい運営を実現していくことになります。

| 設置者の役割                      | 運営者の役割                        | 市民等の役割                      |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 文化施策・社会教育施策の立案とその実現／情報開示／評価 | 施設の基本理念や使命に沿った事業や運営の実行／「場」づくり | 施設を利用しない市民に価値を伝える／積極的な参加・協力 |

# 第7章 その他 (P.29~30)

## 文化複合施設整備に伴う既存市内施設の利活用

これまで四万十市内で行われてきた活動を新施設の活性化へつなぐため、四万十市立中央公民館・四万十市立働く婦人の家の閉館から文化複合施設が開館するまでの間も様々な活動が途切れることがないように、市内施設の利活用を図ります。市内施設の利活用方針については、文化複合施設が開館した後も他の施策との連携において整理を行っていきます。

## 開館準備業務推進体制のあり方

開館準備業務は、イベントやオープニング事業の企画制作、施設の利用受付、広報宣伝など一定期間を要する業務や、施設整備に関連した専門性の高い業務もあり、それらを統括的に推進できる体制を整えることが重要です。また、開館準備業務の担い手は、管理運営の一貫性確保の観点から、開館後も継続して業務を行えることが望ましいため、施設の運営母体検討の際には、そのことも考慮しながら進めることが望まれます。

## 施設名称等の考え方

施設の基本理念や考え方を踏まえ、それに相応しい施設の名称を検討します。また、市民をはじめとする多くの利用者に広く親しんでもらうために、施設の名称及び愛称を公募することも検討します。

## 整備スケジュール

|              | 平成 31/令和元年度<br>(2019 年度) | 令和 2 年度<br>(2020 年度) | 令和 3 年度<br>(2021 年度) | 令和 4 年度<br>(2022 年度) | 令和 5 年度<br>(2023 年度) |
|--------------|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 施設整備         | 基本設計                     | 実施設計                 | 施工者選定                | 工事                   | 竣工<br>習熟訓練           |
| 運営計画<br>開館準備 | 管理運営基本計画                 | 管理運営実施計画             | 条例制定                 | 開館準備                 | 開館                   |
|              |                          |                      | 開館記念事業準備             |                      |                      |

## 管理運営実施計画に向けて

管理運営基本計画は、文化複合施設において実施する事業や施設の管理運営方法等についての基本的な方針をまとめたものです。今後、設計など施設整備事業の進捗にあわせて、さらに詳細な検討を重ねながら、令和2年度には、管理運営基本計画を具現化した「管理運営実施計画」の策定を予定しています。

| 概要版での表記  | 正式名称                   |
|----------|------------------------|
| 文化複合施設   | 四万十市文化複合施設(仮称)         |
| 基本計画     | 四万十市文化複合施設(仮称)基本計画     |
| 管理運営基本計画 | 四万十市文化複合施設(仮称)管理運営基本計画 |

発行：四万十市 企画広報課 文化複合施設整備推進室  
〒787-0012 高知県四万十市右山五月町8番22号  
四万十市立中央公民館内  
TEL：0880-34-1501 FAX：0880-34-1502  
<http://www.city.shimanto.lg.jp/>